

特集：注目されるデジタル化**視覚障害者を対象とした専門書オーディオブックの制作と公開**

— 兵庫県点字図書館の取組み —

倉本 志朗

はじめに

専門書オーディオブックを作成する作業に従事することは、本好きの私にとってこれほど楽しい仕事はありません。何が楽しいのか、どのような経緯で兵庫県点字図書館が専門書オーディオブックの制作に取り組むようになったか、大学や国立国会図書館と連携をすることになった経緯、制作の方法等を紹介します。

点字図書館の役割

点字図書館は、多くの方が利用する図書館法に基づく図書館ではなく、身体障害者福祉法34条に定められた視聴覚障害者情報提供施設です。その役割は、点字図書や音訳図書の貸し出しだけでなく、ボランティアの方々と連携して点字図書・音訳図書の制作を行っています。利用方法についても来館による貸し出しは少なく、郵送による利用がほとんどです。

このような施設は全国で約100か所あり、点字・音訳図書の効率的な制作・貸し出しを行うため、サピエ図書館というインターネット上の図書館を介して全国にネットワークが築かれています。

制作まで半年待ちの点字・音訳図書

私が平成29年4月に点字図書館に赴任して半年程経過した頃、利用者の方からクレームがありました。クレームの内容は、「希望した本が音訳図書にできあがるのが遅い、もっと早くつくれ。」ということでした。点字図書や音訳図書は大変丁寧

に解説まで加えられています。このため、どうしても時間がかかります。

視覚障害のある職員にこのことを聞いてみると、「早く手に入ることは諦めています。」という答えが返ってきました。しかし、本好きにとって読みたいと思ったときに読めることがこの上ない喜びではないでしょうか。本屋で背表紙を見て選書し、すぐ読みたいという衝動は本好きであれば誰もが持つ感情でしょう。点字図書館の利用者の方も同様だと思います。6ヶ月待つていただくことは大変申し訳ないと感じていました。

視覚障害児童・生徒・学生の学習図書の不足

パソコン相談を視覚障害児にも広げて実施してみたとき、保護者の方々と話す機会ができました。そのときどんなことに困っているかを聞いたところ、「教科書は点字図書や拡大図書があるが、参考書がない。家庭学習する際には、母親が横に座って教えなければならない。」というようなことでした。学習するうえで本からの情報が得られにくいということは視覚障害児童・生徒にとって大きなハンディとなります。

平成28年4月1日から施行された障害者差別解消法により、合理的配慮の提供を行うことが国公立の教育機関では義務に、私立の場合は努力義務が課されることになりました。大学では国立、私立を問わず先進的な取り組みを行ってきたところも多いですが、その他の大学ではどのようにして合理的配慮を行えばよいのか戸惑っているようです。小・中・高校ではさらに厳しい状況にあります。